



平成 21 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名：共英製鋼株式会社
（コード：5440 東証第 1 部、大証第 1 部）
代表者名：代表取締役社長 吉岡 龍太郎
問合せ先：取締役専務執行役員 緒方 健
（T E L：06-6346-5221）

会 社 名：東京鐵鋼株式会社
（コード：5445 東証第 1 部）
代表者名：代表取締役社長 吉原 每文
問合せ先：取締役総務・経理・関連事業担当
上席執行役員兼総務・経理部長
太田 高嗣
（T E L：03-5228-9011）

株式移転計画及び確定契約の一部変更に関するお知らせ

共英製鋼株式会社（以下「共英製鋼」といいます。）及び東京鐵鋼株式会社（以下「東京鐵鋼」といいます。）の両社は、平成 21 年 5 月 20 日付けの「株式移転計画書の作成及び確定契約締結について」（以下「平成 21 年 5 月 20 日付公表」といいます。）でお知らせ致しましたとおり、両社の定時株主総会における承認を前提とし、平成 21 年 10 月 1 日を効力発生日として、株式移転により共英東京鐵鋼ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本件株式移転」といいます。）について、平成 21 年 5 月 20 日、「経営統合に関する確定契約」（以下「確定契約」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画（以下「株式移転計画」といいます。）を共同で作成致しました。併せて平成 21 年 5 月 20 日、共英製鋼は平成 21 年 6 月 26 日開催予定の同社第 65 回定時株主総会に、また、東京鐵鋼は平成 21 年 6 月 26 日開催予定の同社第 81 回定時株主総会に、株式移転計画の承認議案（以下「当該議案」といいます。）を上程することを、それぞれの取締役会で決議致しましたが、両社は、本日開催のそれぞれの取締役会において、確定契約の一部を変更する旨の覚書（以下「確定契約変更覚書」といいます。）及び株式移転計画の一部を変更する旨の覚書（以下「株式移転計画変更覚書」といいます。）を締結の上、確定契約及び株式移転計画の一部を変更し、定時株主総会への当該議案の上程を取り下げることを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 株式移転計画の変更内容

本件株式移転の効力発生日（予定）を、平成 21 年 10 月 1 日から、平成 22 年 4 月 1 日又は両社別途協議の上、合意する日（但し、本件株式移転について、公正取引委員会への事前相談において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）上問題がない旨の回答を得た日より後の日）に変更致します。

これに伴う株式移転の日程の変更は、以下の通りです（変更箇所には下線を付しております。）。

(変更前)

株式移転計画承認定時株主総会 (両社)	<u>平成 21 年 6 月 26 日 (金) (予定)</u>
東京証券取引所上場廃止日 (両社)	<u>平成 21 年 9 月 25 日 (金) (予定)</u>
大阪証券取引所上場廃止日 (共英製鋼)	<u>平成 21 年 9 月 25 日 (金) (予定)</u>
共同持株会社設立登記日 (効力発生日)	<u>平成 21 年 10 月 1 日 (木) (予定)</u>
共同持株会社上場日	<u>平成 21 年 10 月 1 日 (木) (予定)</u>

(変更後)

株式移転計画承認株主総会 (両社)	未定
東京証券取引所上場廃止日 (両社)	<u>平成 22 年 3 月 29 日 (月) 又は両社別途協議し合意の上決定する下記効力発生日の 3 日前 (休業日を除く) の日 (予定)</u>
大阪証券取引所上場廃止日 (共英製鋼)	<u>平成 22 年 3 月 29 日 (月) 又は両社別途協議し合意の上決定する下記効力発生日の 3 日前 (休業日を除く) の日 (予定)</u>
共同持株会社設立登記日 (効力発生日)	<u>平成 22 年 4 月 1 日 (木) 又は両社別途協議し合意の上決定する日 (予定)</u>
共同持株会社上場日	<u>平成 22 年 4 月 1 日 (木) 又は両社別途協議し合意の上決定する日 (予定)</u>

(注) 上記の上場廃止日については、各証券取引所の平成 21 年 11 月 16 日実施予定の規則改正によります。

上記変更点以外に、平成 21 年 5 月 20 日付公表に記載された内容に変更はございません。

2. 株式移転計画の一部変更及び議案上程取下げの理由

両社は、本件株式移転によって共同持株会社を設立して経営統合すること（以下「本件経営統合」といいます。）に関し、公正取引委員会への事前相談を行ってまいりましたが、平成 21 年 6 月 10 日現在も、同委員会の審査の結論が出ておりません。同委員会の審査の進捗状況を踏まえ、両社で本件株式移転の取り扱いについて協議しました結果、当該議案を上程することを予定していたそれぞれの定時株主総会の開催日まで、本件株式移転について独占禁止法上問題がない旨の同委員会の回答を得られる見通しが立たないことから、両社は、確定契約及び株式移転計画に規定する効力発生日をそれぞれ延期する旨の変更を行うことで合意し、併せて、両社の取締役会は、両社の定時株主総会における当該議案の上程を取り下げ、株式移転計画承認株主総会の日程を改めて定めることを決議致しました。

3. 今後の見通しについて

両社は、本件経営統合を早期に実現することを目指し、公正取引委員会の審査が円滑に進むよう、引き続き協力して取り組んでまいります。本件株式移転について独占禁止法上問題がない旨の同委員会の回答が得られた段階で、速やかに確定契約及び株式移転計画に関して必要な変更を行い、別途開催する両社それぞれの株主総会に当該株式移転計画の承認議案を上程し、株主の皆様のご承認を頂く所存です。

以上